
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 第 44 回作業部会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、IFRS 第 16 号「リース」のエンドースメント手続における論点の検討について、第 44 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（以下「作業部会」という。）（2018 年 10 月 10 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

IFRS 第 16 号「リース」のエンドースメント手続における論点の検討について

（第 44 回作業部会で聞かれた意見）

質問 1 今回のエンドースメント手続の対象とした IFRS 第 16 号に対し、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする提案について

2. コメント募集文書第 33 項で「総合的評価」として「削除又は修正」を行わないとの結論としたことについては、コメントのとおり説得力に欠けていると考えられるため、もっと丁寧に説明を行うべきである。
→審議事項(2)-2 の主なコメントの概要とその対応（以下「コメント対応表」という。）の質問 1 (2) の記載を修正している。なお「公表にあたって」の文案においても検討する。
3. 前回の IFRS 第 9 号「金融商品」（2014 年）のエンドースメント手続においては、公開草案第 5 号のコメント募集文書に記載される「削除又は修正」を必要最小限とする理由を踏まえて全体的な判断がなされていたと考えられ、今回のコメント募集文書で当該理由は明示されていないものの、本エンドースメント手続でもこの点は同様と考えられるため、総合的評価を、当該理由を反映して修正したほうがよいと考える。
→「公表にあたって」の文案において検討する。
4. 本エンドースメント手続について、提案に反対するコメント回答者が IFRS 第 16 号をエンドースメントせずに IAS 第 17 号「リース」の維持を求めているのか、IFRS 第 16 号と別の会計処理を提案しているかが不明確であり、この点について質問を含めるべきであったと考える。
→今後のエンドースメント手続において参考にする。
5. 本エンドースメントの議論が日本基準開発の取組みに与える影響を懸念するコメントへの対応案として、「日本基準の開発の方向性を示唆するものではないと考えられる」という表現があるが、エンドースメント手続は日本基準の開発と異なる

ものであることを明確にするため、「考えられる」を取り除き断定的な表現に修正すべきである。

→コメント対応表の質問 1 (6)、(8) の記載を修正している。

6. 2013 年の IASB の公開草案に対して企業会計基準委員会の提出したコメント内容
と今回のエンドースメント手続の内容の不整合を指摘するコメントについては、
IFRS が開発される過程におけるコメント提出時の判断と、IFRS 公表後のエンドー
スメント手続における判断は、それぞれ異なる段階で行われる判断であるため、
判断基準が異なることを丁寧に説明すべきではないか。

→コメント対応表の質問 1 (4) の記載を修正している。

7. コメント対応案に、我が国の IFRS 任意適用企業において「IFRS 第 16 号を連結財
務諸表に適用するための準備にあたり法制・税制等の周辺制度からの障害につい
ては特段聞かれていない」との記載があるが、当該対応案は対応するコメントが
日本基準の検討を念頭に置いている点で当該コメントと直接呼応しておらず、ま
た、障害が聞かれていないのは単体への適用ではなく、連結財務諸表への適用と
いう事情があると考えられることから、日本基準と修正国際基準は異なるもの
として法制・税制等の周辺制度の影響についての対応案を検討すべきである。

→コメント対応表の質問 1 (4) の記載を修正している。

8. コメント対応案に、国際的に「リース期間の見積り等について困難さが指摘され
る」との記載があるが、寄せられたコメントの中にはリース期間の見積りの困難
さに関する指摘はないので、あえてこれを記載する必要はないのではないか。

→コメント対応表の質問 1 (4) の記載を修正している。

9. コメント対応案に、「IFRS 第 16 号及び米国会計基準の適用を待つ必要はないと考
えている」との記載があるが、IFRS 第 16 号等の適用状況を考慮するか否かに焦
点を当てた記載よりも、エンドースメント手続として、遅くとも発効日までに完
了するように対応するとの方針に焦点を当てた記載とすべきである。

→コメント対応表の質問 1 (6)、(14) の記載を修正している。

10. 実務上の困難さに関する記載について、公開草案第 5 号のコメント募集文書では
「修正国際基準におけるエンドースメント手続としては、実務上の困難さの観点
から、なお受け入れ難いとする私の我が国特有の事情も見出されないことか
ら、『削除又は修正』するまでには至らないと判断した」といった表現が用いら
れているので、これを参考に、実務上の困難性があることを認識したうえでの結論
であることを伝えるのがよいと考える。

→コメント対応表の質問 1 (4)、(7) の記載を修正している。

以 上